

平成 20 年度の個別労働紛争解決制度の利用状況

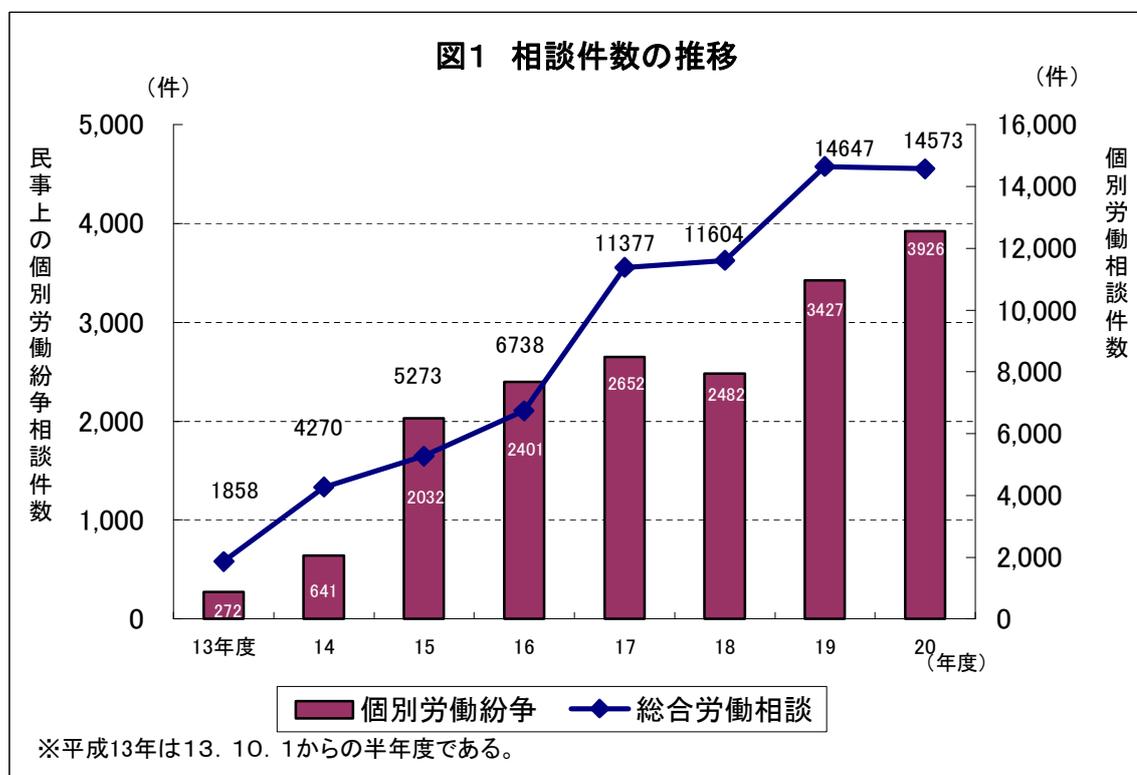
三重労働局

1 民事上の個別労働紛争に関する相談の状況

(1) 相談件数

三重労働局では、労働に関するあらゆる相談にワンストップで対応するため、県内 6 箇所に総合労働相談コーナーを開設しているところであるが、平成 20 年度の 1 年間に寄せられた相談は 14,573 件であった。(別紙 1)

このうち、解雇、労働条件の引下げ等のいわゆる民事上の個別労働紛争に関する相談(労働関係法令上の違反を伴うものを除く。)は 3,926 件で、個別労働紛争制度の運用を開始した平成 13 年 10 月以降、増加傾向を示しているが、平成 20 年度は 4,000 件に迫る相談件数となった。(図 1)。

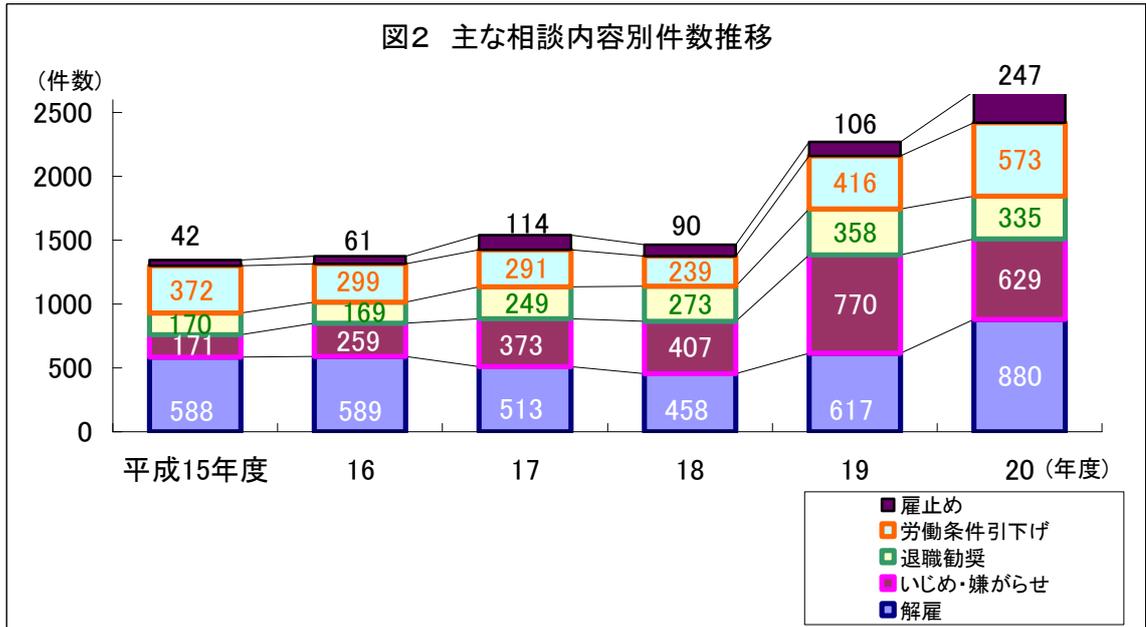


(2) 相談内容

民事上の個別労働紛争に関する相談 3,926 件を件数順に相談内容をみると、

- | | | |
|----------------|-------------|------------|
| ① 解雇(普通・整理・懲戒) | 880件(22.4%) | 前年度比42.6%増 |
| ② いじめ・嫌がらせ | 629件(16.0%) | 前年度比18.3%減 |
| ③ 労働条件の引下げ | 573件(14.6%) | 前年度比37.7%増 |

であった。(図 2)



2 労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせん

上記1の民事上の個別労働紛争の相談事案のうち、当事者間で紛争の自主的な解決に至らなかった事案については、個別労働紛争の解決を図るための裁判外紛争処理制度として、労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせん制度を運用している。

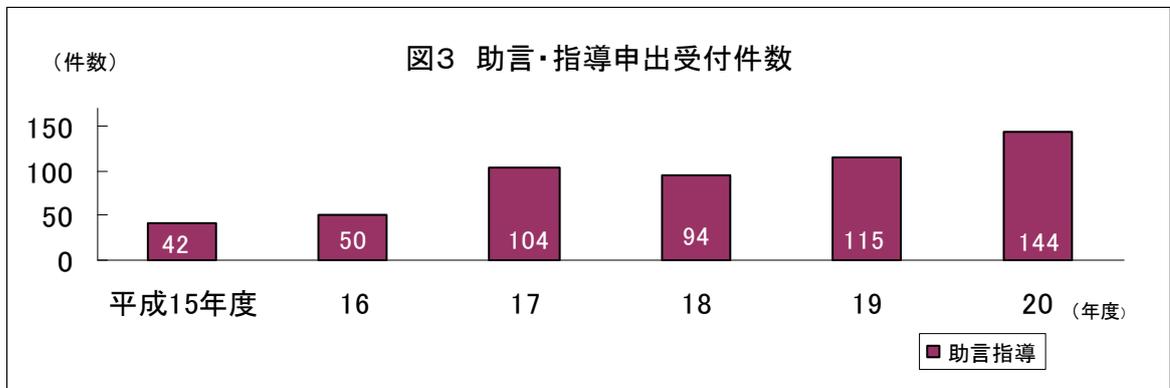
(1) 三重労働局長による助言・指導の状況

① 助言・指導の申出受付件数

助言・指導の申出受付件数は144件で、前年度より29件増加した。

(図3)

なお、労働局長による助言・指導を行ったもののうち紛争の解決を確認したものは109件(75.7%)であった。(別紙1)



② 助言・指導申出の内容

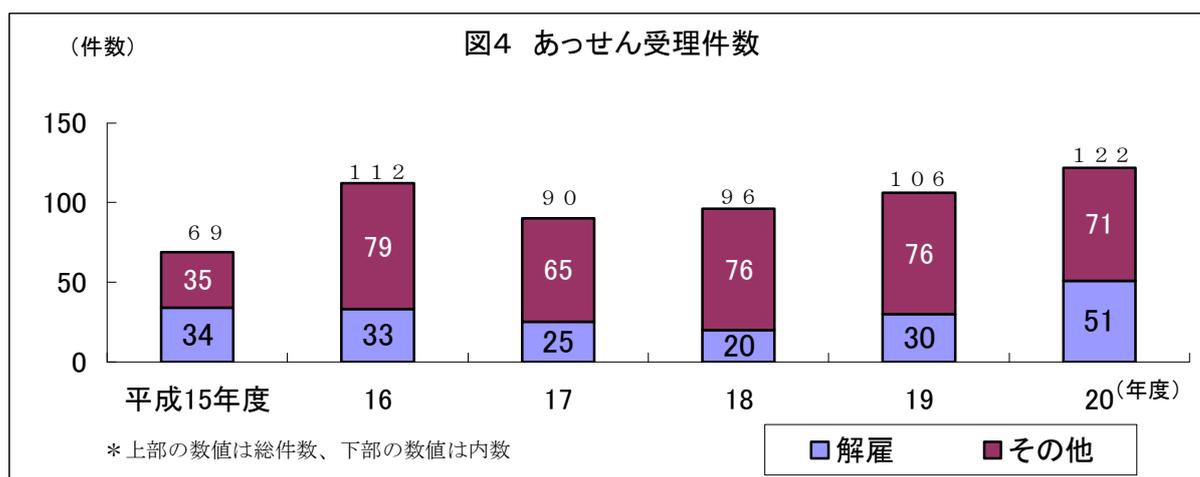
助言・指導申出の内容をみると、解雇（普通・整理・懲戒）に関するものが32件（22.2%）と最も多く、次いで、いじめ・嫌がらせ30件（20.8%）、退職勧奨12件（8.3%）となっている。（別紙1）

（2）三重紛争調整委員会によるあっせんの状況

① あっせん受理件数

平成20年度において、三重紛争調整委員会によるあっせん申請を受理したものは122件であった。（図4）

前年度からの繰越分を含めて、平成20年度にあっせんの手続を終了したものは120件で、このうち合意成立は34件、あっせんで合意しなかった等で打切りをしたものは61件、申請したが取下げたものは23件であった。（別紙1）



② あっせん申請事案の主な内容

平成20年度に受理したあっせん事案についての内容をみると解雇（普通・整理・懲戒）に関するものが51件（41.8%）、次いで、いじめ・嫌がらせ28件（23.0%）、労働条件引下げ17件（14.0%）、退職勧奨10件（9.4%）となっている。（別紙1）

（3）具体的事例

助言・指導、あっせんの具体的な事例は別紙2のとおりである。

別添 1

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要

1 趣旨

企業組織の再編や人事労務管理の個別化等に伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働関係紛争」という。）が増加していることにかんがみ、これらの紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、都道府県労働局長の助言・指導制度、紛争調整委員会のあっせん制度の創設等により総合的な個別労働紛争解決システムの整備を図る。

2 概要

(1) 紛争の自主的解決

個別労働関係紛争が生じたときは、紛争当事者は、自主的な解決を図るように努めなければならないものとする。

(2) 都道府県労働局長による情報提供、相談等

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争の未然防止及び自主的な解決の促進のため、労働者又は事業主に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

(3) 都道府県労働局長による助言及び指導

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争に関し、当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

(4) 紛争調整委員会によるあっせん

イ 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争について、当事者の双方又は一方からあっせん申請があった場合において、当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争調整委員会にあっせんを行わせるものとする。

ロ 都道府県労働局に、紛争調整委員会を置くものとする。

ハ あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が解決されるように努めなければならないものとする。

ニ あっせん委員は、当事者等から意見を聴取し、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示することができるものとする。

(5) 地方公共団体の施策等

地方公共団体は、国の施策等と相まって、地域の実情に応じ、労働者又は事業主に対し、情報の提供、相談、あっせんその他の必要な施策を推進するように努めるものとし、国は、地方公共団体の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

また、当該施策として都道府県労働委員会が行う場合には、中央労働委員会が、当該都道府県労働委員会に対し、必要な助言又は指導をするものができるものとする。

別添 2

相談窓口	所在地	電話番号
三重労働局 総合労働相談コーナー	津市島崎町 327-2 (三重労働局総務部企画室内)	059-226-2110
四日市 総合労働相談コーナー	四日市市新正 2-5-23 (四日市労働基準監督署内)	059-351-1661
松阪 総合労働相談コーナー	松阪市高町 493-6 (松阪労働基準監督署内)	0598-51-0015
津 総合労働相談コーナー	津市島崎町 327-2 (津労働基準監督署内)	059-227-1281
伊勢 総合労働相談コーナー	伊勢市船江 1-12-16 (伊勢労働基準監督署内)	0596-28-2164
伊賀 総合労働相談コーナー	伊賀市緑ヶ丘本町 1507-3 (伊賀労働基準監督署内)	0595-21-0802
※ 熊野 総合労働相談コーナー	熊野市井戸町 672-3 (熊野労働基準監督署内)	0597-85-2277

※平成21年4月より、熊野労働基準監督署内に「総合労働相談コーナー」が新設されました。

別紙 1

個別労働紛争解決援助制度の運用状況（平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日）

三重労働局

1	総合労働相談コーナーに寄せられた相談	14,573 件		
	相談者の種類			
	労働者	8,778 件	事業主	3,996 件
			不明	1,799 件
2	民事上の個別労働紛争に係る相談の件数	3,926 件		
	①相談者の種類			
	労働者	3,024 件	事業主	560 件
			その他	342 件
	②紛争の内容（※内訳が複数にまたがる事案もあるため、計が 4,825 件となる。）			
	解雇	880 件	（普通解雇 586 件、整理解雇 240 件、懲戒解雇 54 件）	
	労働条件引下	573 件	在籍出向	12 件
			配置転換	174 件
	退職勧奨	335 件	懲戒処分	24 件
			採用内定取消	25 件
	雇止め	247 件	昇給・昇格	31 件
			自己都合退職	329 件
	その他労働条件	278 件	募集	18 件
			採用	43 件
	人事評価	29 件	賠償	200 件
			いじめ・いやがらせ	629 件
			その他	998 件
3	三重労働局長による助言・指導の件数			
	(1)助言・指導の申出の件数	144 件		
	紛争の内容（※内訳が複数にまたがる事案もあるため、計が 190 件となる。）			
	解雇	32 件	（普通解雇 27 件、整理解雇 4 件、懲戒解雇 1 件）	
	労働条件引下	17 件	配置転換	12 件
			退職勧奨	6 件
	雇止め	8 件	昇給・昇格	0 件
			自己都合退職	11 件
	その他労働条件	19 件	募集・採用	2 件
			賠償	5 件
	いじめ・いやがらせ	30 件	その他	48 件
	(2)助言・指導の手続きを終了した件数	144 件		
	※ うち、解決を確認した件数	109 件		
	終了の区分			
	助言・指導を実施	144 件	取下げ	0 件
	打ち切り	0 件	その他	0 件
4	紛争調整委員会によるあっせんの件数			
	(1)あっせん申請の受理を行った件数	122 件		
	紛争の内容（※内訳が複数にまたがる事案もあるため、計が 141 件となる。）			
	解雇	51 件	（普通解雇 48 件、整理解雇 2 件、懲戒解雇 1 件）	
	労働条件の引下げ	17 件	配置転換	5 件
			退職勧奨	1 件
	採用内定取消	1 件	雇止め	5 件
			昇給・昇格	0 件
	自己都合退職	9 件	その他労働条件	9 件
			いじめ・いやがらせ	28 件
	その他	15 件		
	(2)あっせんの手続きを終了した件数	120 件（平成 19 年度申請の繰越分も含む）		
	終了の区分			
	当事者間の合意の成立	34 件	申請の取下げ	23 件
	打ち切り	61 件	企業の消滅等	2 件

別紙 2

1 助言・指導申出・処理事案例（抄）

解雇

申出人は、介護職員であったが、「有給休暇取得後に出勤したところ「有給をとるのはお前だけだ」、「職場アンケートを実施したところ、『できればやめてほしい人』の欄に挙がっていた。この結果だと、普通は自分からやめるもんや」など退職勧奨を受けた。納得できない旨回答したところ、解雇された。納得できず、継続雇用を求めたい。」との助言・指導の申し出がなされた。

被申出人に対し、被申出人に労働契約法第 16 条^(*)等を説示し、対応方法について助言・指導したところ、後日申出人より「会社が話し合いに応じ、引き続き勤務することとなった。」との回答であった。

労働条件引下げ

申出人は、派遣労働者であったが、「1ヶ月間の有期契約であったが、2ヶ月更新の有期契約への変更を上司に要望し応じると回答があった同日に翻意されたため、言い争いとなり、自己都合退職することとなった。退職に至る経緯があり、何らか補償してほしい。」との助言の申出があった。被申出人に申出内容を伝え助言・指導したところ、後日申出人より「1ヶ月相当の金銭解決をした。」との連絡があった。

いじめ・いやがらせ

申出人は介護職員であったが、「入社以来、事業場に健康保険の手続きを依頼していたが放置された。その間に風邪をこじらせたが、病院にかかれないでいた。体調が戻らず退職した。補償を求めるも応じない。」として、助言・指導の申出がなされた。

被申出人に健康保険未手続を争点とした裁判事例等を情報提供すると共に、対応方法につき助言・指導したところ、後日申出人より「会社側が話し合いに応じてくれ和解金の支払を受けた。」との連絡があった。

2 あっせん申請受理・処理事案例（抄）

解雇

申請人は、管理職であったが「一般乗務員へ降格する旨を告げられたが、納得できず、欠勤したところ、解雇された。経済的・精神的苦痛に関する慰謝料を請求したい。」として、あっせん申請が行われた。

あっせんの結果、「解決金 30 万円を支払うこと。」を双方が確認し、合意成立。

いじめ嫌がらせ

申請人は、契約社員であったが「連絡網に記入しなかったことを端緒に上司からの叱責やいやがらせが始まり、勤務日数も削減された。体調を崩し退職を余儀なくされた。精神的苦痛に関する慰謝料を請求したい。」として、あっせん申請が行われた。あっせんの結果、「解決金 40 万円を支払うこと。」を双方が確認し合意成立。

(*) 労働契約法第 16 条(解雇)

解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。